

# 新生活をサポートします！

—湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金—

問 政策企画課 政策企画係 (15番窓口) Tel63-2552

新生活をはじめるために必要となる引越し費用や住居費をサポートします。

**条 件** 湯浅町は所得制限なし！！パートナーシップ宣誓をされた方も対象！！

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までに、婚姻またはパートナーシップの届出をした方
- ②湯浅町に住所があり、双方ともに39歳以下の方

**補助対象** 新生活をはじめる費用（新改築、家賃、引越し等）のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用

**補 助 金** 婚姻またはパートナーシップ宣誓日の年齢が双方ともに39歳以下：上限30万円  
婚姻またはパートナーシップ宣誓日の年齢が双方ともに29歳以下：上限60万円

よくあるお問い合わせ

**Q：新改築する住居や賃貸住宅の契約名義人が双方以外の名義でも申請できますか？**

A：契約名義人は、申請される双方のどちらかである必要があります。双方以外の方が名義人となっている場合は補助対象外となります。

**Q：住宅購入や賃貸住宅にかかる費用でどのような費用が補助対象になりますか？**

A：住宅購入：建物の購入費のみが補助対象費用になります。  
賃貸住宅：賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が補助対象費用になります。

**Q：新生活を始めるので家具や家電を買いました。補助対象になりますか？**

A：家具や家電などの設備購入費は補助対象外です。

**Q：令和6年8月1日から賃貸住宅で同棲しています。令和6年10月1日に婚姻した場合、いつから補助対象になりますか？**

A：婚姻日以降が補助対象になるため、令和6年10月1日から令和7年3月31日までに支払った費用が補助対象になります。

**Q：補助金はいつもらえますか？**

A：補助上限額を支払った書類を確認した後、指定口座へ振り込みます。

**Q：役場窓口以外で申請できますか？**

A：役場窓口での申請の他に、次の二次元コードから申請することもできます。



※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

詳しくはこちらをご覧ください。

## 大相撲大阪場所 湯浅町長賞授与の寄附ご協力をお願い

問 政策企画課 政策企画係 (15番窓口) Tel63-2552

日本遺産にも認定された「醤油醸造の発祥の地」を広く周知し、湯浅町の更なる発展につなげるため、平成28年度より大相撲大阪場所における幕内最高優勝力士へ湯浅町長賞の授与を行っており、今年度も継続して実施する予定としています。

本取組みの趣旨に対し、ご賛同いただける方は、寄附のご協力をよろしくお願いします。

- 寄附金額 法人 3万円／口  
個人 1万円／口
- 募集期間 令和7年2月28日(金)まで

